

○山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月10日山形県条例第25号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 県の区域(山形市の区域を除く。)内において浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、3年とする。

3 登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の登録の申請があつた場合において、その申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所

(4) 浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域(以下「営業区域」という。)の名称

(5) 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号並びに第10条第1項に規定する営業区域の責任者となる浄化槽管理士については、当該営業区域の名称

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、前条第1項各号に規定する事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(2) 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第15条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消の日前30日以内に当該浄化槽保守点検業者の役員であつた者で、当該取消の日から2年を経過しないもの

(4) 第15条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(6) 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

(7) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(8) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(9) 第9条第1項並びに第10条第1項及び第3項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、営業所又は営業区域を新たに設けようとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、前項に規定する場合を除き、第3条第1項各号に規定する事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前2項の規定による届出があつたときは、前条第1項第8号又は第9号に該当する場合を除き、遅滞なく、届出があつた事項を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

4 知事は、前項の規定による登録が営業区域に係るものであるときは、その旨を当該営業区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業者を廃止したとき 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第8条 知事は、前条の規定による届出があつた場合若しくは同条各号の一に該当する事実が判明した場合又は登録がその効力を失つた場合は、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者及び営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、既存の営業所が前項の規定に抵触することとなつたときは、2週間以内に、同項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(浄化槽管理士の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、前条第1項に規定する営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置き、かつ、浄化槽管理士である浄化槽の保守点検の責任者を営業区域ごとに定め、当該営業区域に係る浄化槽の保守点検の管理及び監督に当たらせなければならない。

2 前条第2項の規定は、既存の営業所又は営業区域が前項の規定に抵触することとなつた場合に準用する。

3 浄化槽保守点検業者は、第1項の専任の浄化槽管理士に浄化槽の保守点検に関する研修(規則で定めるものに限る。)を受けさせなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士がその職務を行うときは、浄化槽管理士であることを証する書面を携帯させなければならない。

(保守点検の監督等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又は浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

(清掃の連絡)

第12条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の清掃が必要であると認めるときは、速やかに当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの及び当該浄化槽の清掃の委託を受けている浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。

(標識の掲示)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し、又は当該浄化槽保守点検業者に対し、6月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けたとき。
- (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第6条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第9条第2項、第10条第2項、第11条又は第12条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定による処分をした場合においては、直ちにその旨を営業区域又は営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第16条 前条第1項の規定による登録の取消処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第17条 知事は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧等)

第18条 何人も、知事に対し、規則で定めるところにより、浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求することができる。  
(手数料)

第19条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第2条第1項の規定による浄化槽保守点検業の登録の申請をする者 1件につき39,000円
- (2) 第2条第3項の規定による浄化槽保守点検業の更新の登録の申請をする者 1件につき39,000円
- (3) 前条の規定により浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を請求する者 1通につき500円  
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者
- (3) 第15条第1項の規定による業務の停止命令に違反して業務を営んだ者

第22条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第2項、第10条第2項又は第11条の規定に違反した者
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、これに記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者
- (4) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、登録を受けなくても、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。  
附 則(平成元年3月22日条例第22号)  
この条例は、平成元年4月1日から施行する。  
附 則(平成3年12月20日条例第68号)  
この条例は、平成4年4月1日から施行する。  
附 則(平成6年3月25日条例第16号)  
この条例は、平成6年4月1日から施行する。  
附 則(平成8年3月22日条例第9号抄)  
(施行期日)  
1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則(平成9年3月21日条例第11号)  
この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則(平成17年2月25日条例第4号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第5号の改正規定中「能力」を「行為能力」に改める部分は、規則で定める日から施行する。  
(平成17年規則第14号で平成17年4月1日から施行)  
附 則(平成24年3月21日条例第17号)  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則(平成25年3月22日条例第16号)  
1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により申請をする者について適用する。  
附 則(平成30年12月25日条例第68号)  
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。  
2 第2条第1項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則(令和2年3月24日条例第16号)  
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第9号の改正規定及び次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に第3条第1項の規定により申請をする者について適用する。